

第 2 回世田谷区児童福祉審議会本委員会 措置部会 報告要旨

措置部会の審議事項について

- ・措置部会は児童福祉法に基づき、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申している。

説明資料

別紙のとおり。

説明要旨・補足

「 1 開催回数」について

- ・原則として毎月開催。本日までに書面開催を含め 7 回開催している。

「 2 審議結果」について

- ・これまでに児童相談所から審議案件として合計 7 件の諮問を受けている。
内訳は資料記載の通りである。
- ・いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申した。

「 3 被措置児童等虐待の状況報告」について

- ・児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることとされている。
- ・本年度、区に 1 件被措置児童等虐待通告があった。区の対応として「児童に対しヒアリングを行った結果、ただちに虐待の事実があるとは認められなかったため、調査を終了する。」旨の報告を受け、部会としても、区の調査等が適切であると認めた。

「 区における児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護体制について」

- ・児童相談所開設後は、子どもの人権擁護や相談に対して助言や支援等を行ってきた「せたがやホッと子どもサポート（せたホッと）」に加え、児童福祉審議会や一時保護所第三者委員など、様々な機関が子どもの権利擁護に係る活動を行っている。
- ・子どもの意見が適切な機関につながり、子どもに対する支援が的確に行われるよう、三者間でより一層きめ細やかな連携体制構築に向けた情報共有・意見交換を行っていく（3月実施予定）。